

#### 4-4-2 町有備蓄倉庫一覧

令和5年11月現在

名 称	所 在 地
上ノ国町資材置場	上ノ国町字大留100番地
上ノ国町防災センター	上ノ国町字大留102番地3
上ノ国町防災備蓄倉庫	上ノ国町字大留109番地2

## 4-5-1 上ノ国町応急危険度判定応援業務マニュアル

令和元年5月

### 第1 目的

このマニュアルは、上ノ国町が、北海道震災建築物応急危険度判定要綱に基づき、応急危険度判定を実施する道内又は道外の市町村に対する応急危険度判定の応援に際し必要な事項を定める。

なお、想定される支援項目は次のとおり。

- (1) 応援判定士等の派遣
- (2) 判定資機材の提供
- (3) 実施本部の業務にあたる行政職員の派遣
- (4) その他

### 第2 支援要請に備えた準備態勢

道内で震度5弱以上又は道外で震度6弱以上の地震が発生したときは、渡島総合振興局と連絡を取るなどにより状況を把握し、応急危険度判定の支援要請があった場合でも対応できる態勢をとることとする。

### 第3 応援判定士等の派遣

- 1 渡島総合振興局管内の市町村で応急危険度判定が実施され、支援地方本部長から所属判定士の派遣等について要請を受けた場合は、次により名簿等を作成し、応援判定士等を派遣する。

なお、支援地方本部長への回答は、応援判定士等の派遣可能人数等をあらかじめ回答する「仮要請回答」、応援判定士等を確定し派遣等の決定を正式に回答する「本要請回答」の2段階に分けて行う。

- (1) 派遣する応援判定士等の名簿（公務員判定士・民間判定士別）、提供する判定資機材のリストを作成し、支援地方本部長に報告する。
- (2) 必要に応じて、応援判定士等に判定資機材等を配布・貸与する。
- (3) 必要に応じて、宿泊場所の手配、昼食の調達等を行う。
- (4) 現場までの交通事情について確認し、必要に応じて移送及び輸送手段の確保を行う。
- (5) 応援判定士等を一次参集場所等あらかじめ決められた場所へ派遣する。

- 2 渡島総合振興局管外の市町村で応急危険度判定が実施され、渡島総合振興局建設指導課を通して支援本部長（以下「支援要請者」という。）から所属判定士の派遣等について要請を受けた場合は、次により名簿等を作成し、応援判定士等を派遣する。

なお、支援本部長への回答は、渡島総合振興局建設指導課を通じ、応援判定士等の派遣可能人数等をあらかじめ回答する「仮要請回答」、応援判定士等を確定し派遣等の決定を正式に回答する「本要請回答」の2段階に分けて行う。

- (1) 派遣する応援判定士等の名簿、提供する判定資機材のリストを作成し、渡島総合振興局建設指導課を通じ支援本部長に報告する。
- (2) 必要に応じて、応援判定士等に判定資機材等を配布・貸与する。
- (3) 必要に応じて、宿泊場所の手配、昼食の調達等を行う。
- (4) 現場までの交通事情について確認し、必要に応じて移送及び輸送手段の確保を行う。
- (5) 応援判定士等を一次参集場所等あらかじめ決められた場所へ派遣する。

#### 第4 民間判定士の自主的参集に係る協力

支援地方本部長又は渡島総合振興局建設指導課長から建築関係団体に所属しない管内の民間判定士の自主的な参集について協力要請があった場合は、参集要請、応諾判定士名簿の作成、支援地方本部長又は渡島総合振興局建設指導課長への名簿の報告等の協力を行う。

#### 第5 応援判定士等の帰還

必要に応じて次により応援判定士等を帰還させる。

- (1) 応援判定士等及び資機材の移送又は輸送手段の確保を行う。
- (2) 帰還した応援判定士等の受付・確認を行う。
- (3) 貸与した判定資機材を確認し受領する。

## (1)指定緊急避難場所・指定避難所

- :指定緊急避難場所又は指定避難所である施設又は場所  
 ×:指定緊急避難場所の基準を満たさない施設又は場所  
 -:指定対象外の施設又は場所(対象となる災害が想定されない施設)

No	地区	施設名	住所	構造	収容可能人員	電話	標高(m)	指定緊急避難場所 (×印の災害時は使用不可)				指定避難所
								洪水	土砂	地震	津波	
1	神明	神明地区集会施設	北海道檜山郡上ノ国町字湯ノ岱355-2	木造	61	56-3233	76	●	●	●	●	●
2	湯ノ岱	湯ノ岱地区複合施設	北海道檜山郡上ノ国町字湯ノ岱109番地4	木造	147	56-3034	50	●	●	●	●	●
3	湯ノ岱	旧湯ノ岱青少年広場	北海道檜山郡上ノ国町字湯ノ岱1041-1外	-	-	-	51	●	●	●	●	-
4	宮越	宮越地区農業担い手センター	北海道檜山郡上ノ国町字宮越155-4	木造	57	-	25	●	×	×	●	●
5	宮越	旧宮越小学校グラウンド	北海道檜山郡上ノ国町字宮越158-2外	-	-	-	26	●	×	●	●	-
6	早瀬	早瀬生活改善センター	北海道檜山郡上ノ国町字早瀬71-1	木造	44	-	20	×	×	×	●	●
7	桂岡	桂岡生活改善センター	北海道檜山郡上ノ国町字桂岡194-4	木造	64	-	17	●	●	×	●	●
8	中須田	町立河北小学校	北海道檜山郡上ノ国町字中須田920-4	RC造	883	55-2151	11	●	●	●	●	●
9	中須田	女性活動支援センター	北海道檜山郡上ノ国町字中須田375-2外	木造	143	-	10	●	●	●	●	●
10	小森	小森生活改善センター	北海道檜山郡上ノ国町字小森246-4	木造	57	-	12	●	●	×	●	●
11	豊田	豊田生活改善センター	北海道檜山郡上ノ国町字豊田126-4	木造	39	-	12	●	●	×	●	●
12	新村	ハンノキ地区コミュニティ施設	北海道檜山郡上ノ国町字新村375	S造	172	-	6	●	●	●	●	●
13	大留	大留地区複合施設	北海道檜山郡上ノ国町字大留244-92	木造	227	55-2311	3	×	●	●	●	●
14	大留	道立上ノ国高等学校	北海道檜山郡上ノ国町字大留351	RC造	1,303	55-3766	4	●	●	●	●	●
15	大留	上ノ国町総合福祉センター	北海道檜山郡上ノ国町字大留100	RC造	688	55-2230	3	×	●	●	●	●
16	大留	上ノ国町スポーツセンター	北海道檜山郡上ノ国町字大留109-2	1階RC造 2階S造	1,086	55-4002	7	●	●	●	●	●
17	大留	町立上ノ国小学校	北海道檜山郡上ノ国町字大留70-1外	RC造	1,653	55-2009	2	×	●	●	×	●
18	大留	上ノ国町民球技場	北海道檜山郡上ノ国町字大留44-3外	-	-	-	2	×	●	●	×	-
19	北村	北村コミュニティセンター	北海道檜山郡上ノ国町字北村134-1	木造	84	-	5	●	●	●	●	●
20	北村	オコセ地区	北海道檜山郡上ノ国町字内郷	-	-	-	27	●	●	●	●	-
21	向浜	向浜生活改善センター	北海道檜山郡上ノ国町字向浜208	木造	56	-	1	×	●	×	×	●
22	勝山	町立上ノ国中学校	北海道檜山郡上ノ国町字勝山39	RC造	1,536	55-2028	3	×	●	●	●	●
23	勝山	花沢公園	北海道檜山郡上ノ国町字勝山150外	-	-	-	7	●	●	●	●	-
24	勝山	大洞駐車帯(国道228号)	北海道檜山郡上ノ国町字勝山469-1	-	-	-	26	●	●	●	●	-
25	勝山	夷王山駐車場	北海道檜山郡上ノ国町字勝山520	-	-	-	175	●	●	●	●	-
26	上ノ国	上ノ国町高齢者能力活用センター	北海道檜山郡上ノ国町字上ノ国274-7	木造	119	55-3527	4	●	●	●	●	●
27	原歌	日本海情報交流館「文珠」	北海道檜山郡上ノ国町字原歌3	RC造	322	55-3955	40	●	●	●	●	●
28	原歌	原歌生活改善センター	北海道檜山郡上ノ国町字原歌72	木造	35	-	9	●	×	×	●	●
29	原歌	原歌取付道路(国道228号)	北海道檜山郡上ノ国町字原歌32-7	-	-	-	7	●	●	●	●	-
30	原歌	宮寿司付近(国道228号)	北海道檜山郡上ノ国町字原歌134-3外	-	-	-	34	●	●	●	●	-
31	大崎	大崎生活改善センター	北海道檜山郡上ノ国町字大崎186-1	木造	55	-	34	●	●	×	●	●
32	木ノ子	木ノ子児童館	北海道檜山郡上ノ国町字木ノ子14-2	木造	72	-	4	●	×	●	×	●
33	木ノ子	旧滝沢小学校	北海道檜山郡上ノ国町字木ノ子192	RC造	952	-	7	●	×	●	×	●
34	木ノ子	裏山の高台(大安在地区)	北海道檜山郡上ノ国町字大安在	-	-	-	-	●	●	●	●	-
35	木ノ子	木ノ子浄水場	北海道檜山郡上ノ国町字木ノ子615-2外	-	-	-	82	●	●	●	●	-
36	木ノ子	町道木ノ子浄水場線	北海道檜山郡上ノ国町字木ノ子76外	-	-	-	-	●	×	●	●	-
37	木ノ子	木ノ子郵便局裏山(国道228号)	北海道檜山郡上ノ国町字木ノ子377-5外	-	-	-	38	●	×	●	●	-
38	木ノ子	光明寺裏山(墓地)	北海道檜山郡上ノ国町字木ノ子391-1外	-	-	-	32	●	●	●	●	-

※・収容可能人数は、面積に対して1人あたり3㎡で計算しています。

・新型コロナウイルス等感染症対策時は2m程度の距離を確保するため、収容可能人数が大幅に制限(約1/3程度)されます。

・新型コロナウイルス等感染症流行下における避難については、町が指定した避難所だけでなく、安全な親戚・知人宅への避難なども検討をお願いします。

No	地区	施設名	住所	構造	収容 可能 人員	電話	標高 (m)	指定緊急避難場所 (×印の災害時は使用不可)				指 定 避難所
								洪水	土砂	地震	津波	
39	木ノ子	稲荷神社裏山（国道228号）	北海道檜山郡上ノ国町字木ノ子475-1外	-	-	-	42	●	×	●	●	-
40	木ノ子	タンコウノ沢線（国道228号）	北海道檜山郡上ノ国町字木ノ子539-3外	-	-	-	46	●	×	●	●	-
41	木ノ子	旧滝沢小学校裏山（国道228号）	北海道檜山郡上ノ国町字木ノ子573-2外	-	-	-	46	●	×	●	●	-
42	扇石	扇石地区多目的集会施設	北海道檜山郡上ノ国町字扇石84	木造	67	-	14	●	×	●	●	●
43	扇石	扇石地区第1避難階段（国道228号）	北海道檜山郡上ノ国町字扇石656-1外	-	-	-	64	●	×	●	●	-
44	扇石	扇石地区第2避難階段（国道228号）	北海道檜山郡上ノ国町字扇石671-2外	-	-	-	60	●	×	●	●	-
45	扇石	扇石地区第3避難階段（国道228号）	北海道檜山郡上ノ国町字扇石257-3外	-	-	-	51	●	×	●	●	-
46	扇石	扇石地区第4避難階段（国道228号）	北海道檜山郡上ノ国町字扇石278外	-	-	-	46	●	×	●	●	-
47	汐吹	汐吹生活館	北海道檜山郡上ノ国町字汐吹184-1	ブロック	87	-	30	●	●	×	●	●
48	汐吹	愛宕神社裏（国道228号）	北海道檜山郡上ノ国町字汐吹637	-	-	-	33	●	×	●	●	-
49	汐吹	照光寺裏（墓地）	北海道檜山郡上ノ国町字汐吹591-2	-	-	-	27	●	×	●	●	-
50	汐吹	汐吹地区第1避難階段（汐吹地区緑地公園）	北海道檜山郡上ノ国町字汐吹547-1	-	-	-	30	●	×	●	●	-
51	汐吹	汐吹地区緑地公園	北海道檜山郡上ノ国町字汐吹566-1外	-	-	-	46	●	●	●	●	-
52	汐吹	汐吹地区第2避難階段（国道228号）	北海道檜山郡上ノ国町字汐吹88外	-	-	-	39	●	×	●	●	-
53	汐吹	汐吹地区第3避難階段（国道228号）	北海道檜山郡上ノ国町字汐吹111-8	-	-	-	30	●	×	●	●	-
54	石崎	石崎地区集会施設	北海道檜山郡上ノ国町字石崎334-2	木造	71	-	27	●	×	●	●	●
55	石崎	町道石崎長内線	北海道檜山郡上ノ国町字石崎	-	-	-	-	●	×	●	●	-
56	石崎	法香寺（墓地）	北海道檜山郡上ノ国町字石崎454-2	-	-	-	12	●	×	●	●	-
57	石崎	石崎住宅児童公園	北海道檜山郡上ノ国町字石崎216-3外	-	-	-	19	●	×	●	●	-
58	石崎	旧早川小学校	北海道檜山郡上ノ国町字石崎331-1	RC造	633	-	4	●	×	●	×	●
59	石崎	比石の館跡	北海道檜山郡上ノ国町字館野28-1	-	-	-	15	●	●	●	●	-
60	小砂子	旧小砂子小学校	北海道檜山郡上ノ国町字小砂子163の2	RC造	389	-	45	●	●	●	●	●

※・収容可能人数は、面積に対して1人あたり3㎡で計算しています。

・新型コロナウイルス等感染症対策時は2m程度の距離を確保するため、収容可能人数が大幅に制限（約1/3程度）されます。

・新型コロナウイルス等感染症流行下における避難については、町が指定した避難所だけでなく、安全な親戚・知人宅への避難なども検討をお願いします。

(2)福祉避難所

No	施設名	住所	構造	収容 可能 人員	電話	標高 (m)
1	特別養護老人ホーム かみのくに荘	北海道檜山郡上ノ国町字勝山24-1	RC造	30	55-3601	20

(3) 要配慮者利用施設

① 社会福祉施設

No	分類	施設名	住所
1	高齢者施設	グループホームおだやか	上ノ国町字上ノ国274-1
2	高齢者施設	認知症高齢者グループホーム 勝山	上ノ国町字勝山136-3
3	高齢者施設	特別養護老人ホーム かみのくに荘	上ノ国町字勝山24
4	高齢者施設	特別養護老人ホーム かみのくに荘 短期入所生活介護事業所	上ノ国町字勝山24
5	保育所 放課後児童クラブ 障害児通所支援施設	上ノ国町子ども支援センター	上ノ国町字大留103-1

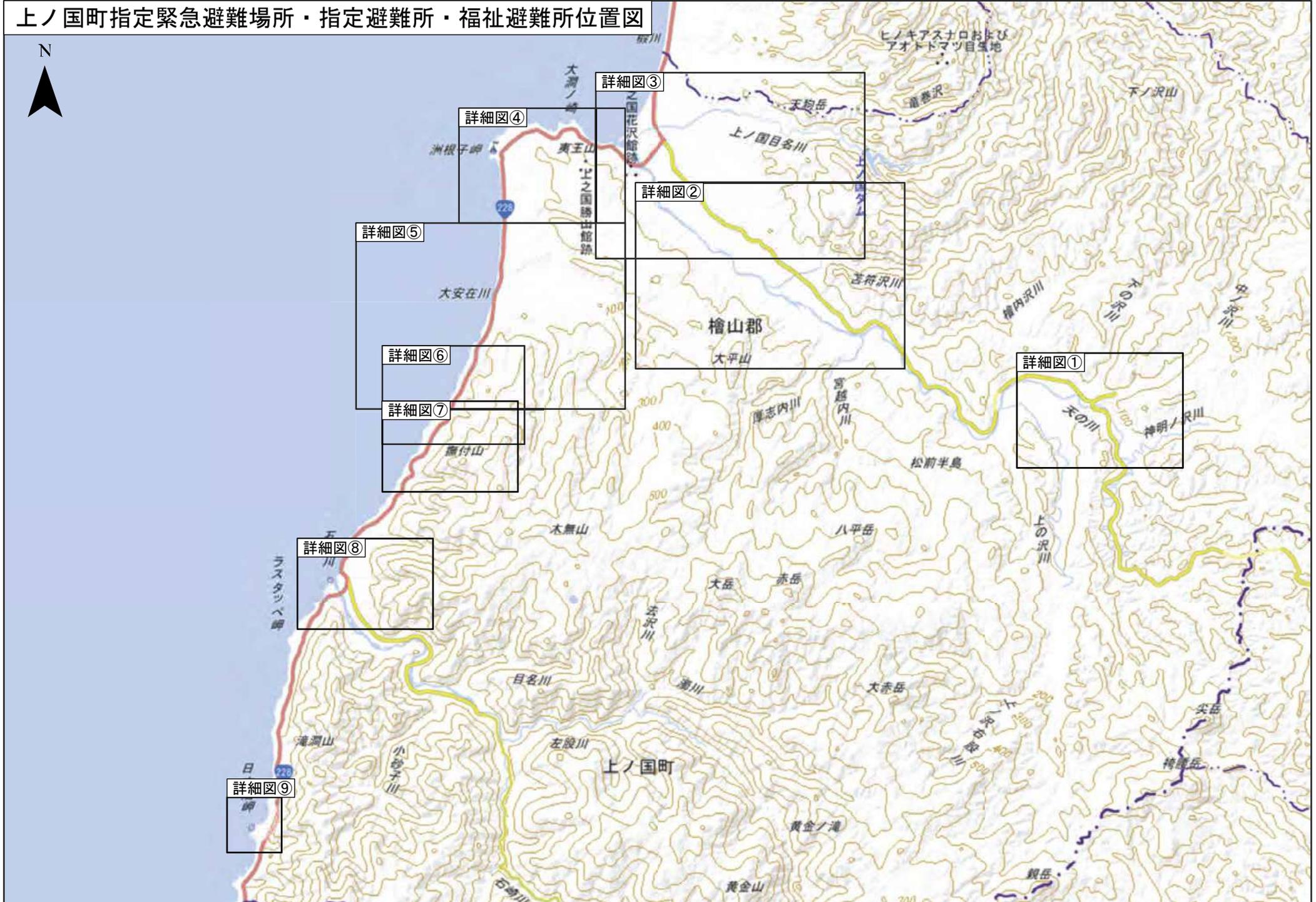
② 医療施設

No	分類	施設名	住所
1	有床診療所	町立上ノ国診療所	上ノ国町字上ノ国274-2
2	有床診療所	町立石崎診療所	上ノ国町字石崎243-1

③ 学校

No	分類	施設名	住所
1	学校	町立上ノ国小学校	上ノ国町字大留70
2	学校	町立河北小学校	上ノ国町字中須田920-6
3	学校	町立上ノ国中学校	上ノ国町字勝山39

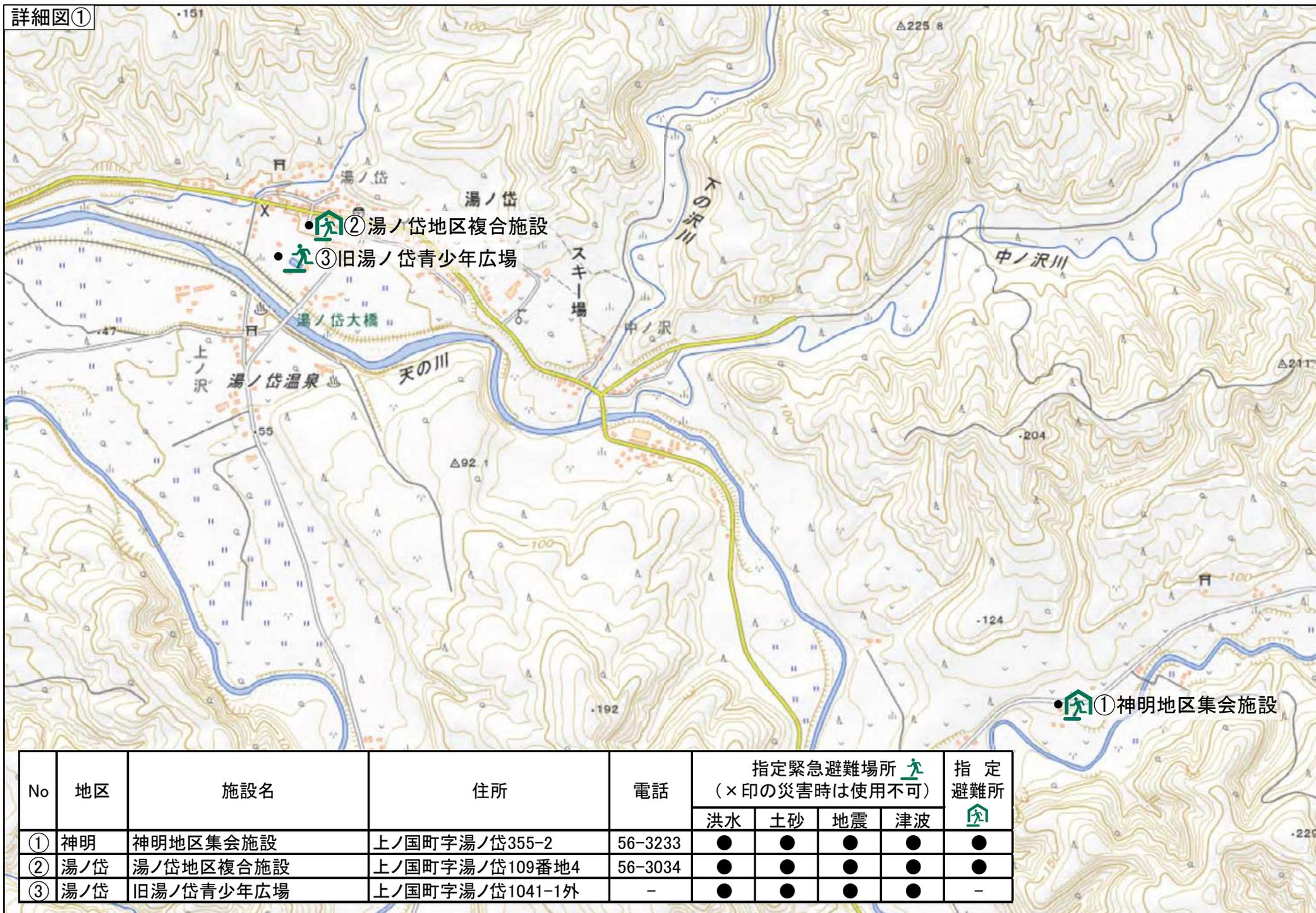
上ノ国町指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所位置図



測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 2JHf 675  
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

4-152

詳細図①



No	地区	施設名	住所	電話	指定緊急避難場所  (×印の災害時は使用不可)				指定避難所 
					洪水	土砂	地震	津波	
①	神明	神明地区集会施設	上ノ国町字湯ノ岱355-2	56-3233	●	●	●	●	●
②	湯ノ岱	湯ノ岱地区複合施設	上ノ国町字湯ノ岱109番地4	56-3034	●	●	●	●	●
③	湯ノ岱	旧湯ノ岱青少年広場	上ノ国町字湯ノ岱1041-1外	-	●	●	●	●	-

測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 2JHf 675  
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

4-153

詳細図②



No	地区	施設名	住所	電話	指定緊急避難場所 (×印の災害時は使用不可)				指定避難所
					洪水	土砂	地震	津波	
④	宮越	宮越地区農業担い手センター	上ノ国町字宮越155-4	-	●	×	×	●	●
⑤	宮越	旧宮越小学校グラウンド	上ノ国町字宮越158-2外	-	●	●	●	●	-
⑥	早瀬	早瀬生活改善センター	上ノ国町字71-1	-	×	×	×	●	●
⑦	桂岡	桂岡生活改善センター	上ノ国町字桂岡194-4	-	●	●	×	●	●
⑧	中須田	町立河北小学校	上ノ国町字中須田920-4	55-2151	●	●	●	●	●
⑨	中須田	女性活動支援センター	上ノ国町字375-2外	-	●	●	●	●	●
⑩	小森	小森生活改善センター	上ノ国町字小森246-4	-	●	●	×	●	●
⑪	豊田	豊田生活改善センター	上ノ国町字豊田126-4	-	●	●	×	●	●





福祉避難所			
No	施設名	住所	電話
①	特別養護老人ホーム かみのくに荘	上ノ国町字勝山24-1	55-3601

No	地区	施設名	住所	電話	指定緊急避難場所 (×印の災害時は使用不可)				指定避難所
					洪水	土砂	地震	津波	
⑫	新村	ハンノキ地区コミュニティ施設	上ノ国町字新村375	-	●	●	●	●	●
⑬	大留	大留地区複合施設	上ノ国町字大留244-92	55-2311	×	●	●	●	●
⑭	大留	道立上ノ国高等学校	上ノ国町字大留351	55-3766	●	●	●	●	●
⑮	大留	上ノ国町総合福祉センター	上ノ国町字100	55-2230	×	●	●	●	●
⑯	大留	上ノ国町スポーツセンター	上ノ国町字大留109-2	55-4002	●	●	●	●	●
⑰	大留	町立上ノ国小学校	上ノ国町字70-1外	55-2009	×	●	●	×	●
⑱	大留	上ノ国町民球技場	上ノ国町字大留44-3外	-	×	●	●	●	-
⑲	北村	北村コミュニティセンター	上ノ国町字北村134-1	-	●	●	●	●	●
⑳	北村	オコセ地区	上ノ国町字北村	-	●	●	●	●	-
㉑	向浜	向浜生活改善センター	上ノ国町字向浜208	-	×	●	×	×	●
㉒	勝山	町立上ノ国中学校	上ノ国町字勝山39	55-2028	×	●	●	●	●
㉓	勝山	花沢公園	上ノ国町字勝山150外	-	●	●	●	●	-
㉔	上ノ国	上ノ国町高齢者能力改善センター	上ノ国町字上ノ国274-7	55-3527	●	●	●	●	●

測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 2JHf 675  
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

4-155

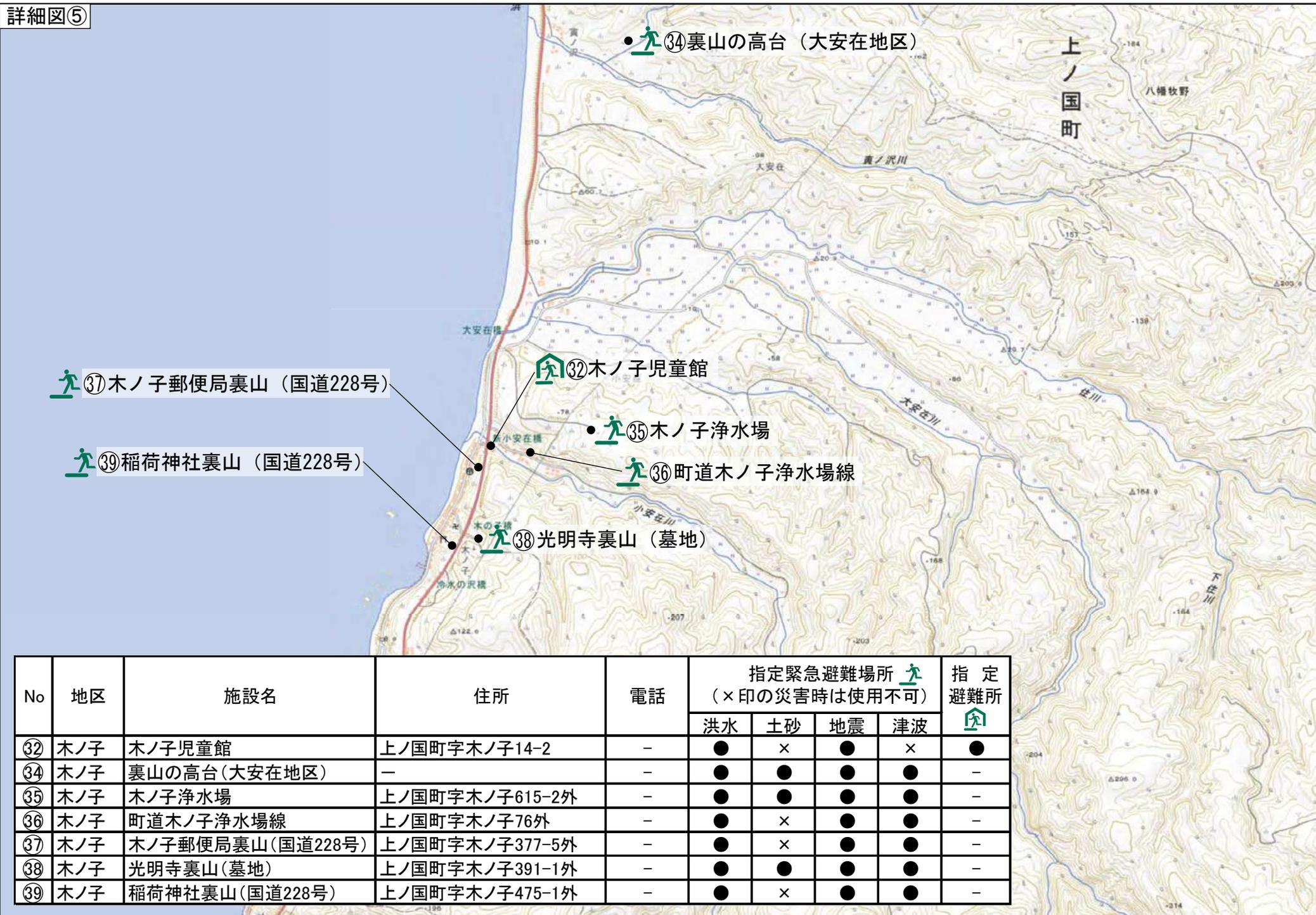
詳細図④



No	地区	施設名	住所	電話	指定緊急避難場所 (×印の災害時は使用不可)				指定避難所
					洪水	土砂	地震	津波	
②④	勝山	大洞駐車帯(国道228号)	上ノ国町字勝山469-1	-	●	●	●	●	-
②⑤	勝山	夷王山駐車場	上ノ国町字勝山520	-	●	●	●	●	-
②⑦	原歌	日本海情報交流館「文珠」	上ノ国町字原歌25外	55-3955	●	●	●	●	●
②⑧	原歌	原歌生活改善センター	上ノ国町字原歌72	-	●	×	×	●	●
②⑨	原歌	原歌取付道路(国道228号)	上ノ国町字原歌32-7	-	●	●	●	●	-
③⑩	原歌	宮寿司付近(国道228号)	上ノ国町字原歌134-3外	-	●	●	●	●	-
③①	大崎	大崎生活改善センター	上ノ国町字大崎186-1	-	●	●	×	●	●

測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 2JHf 675  
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

詳細図⑤



No	地区	施設名	住所	電話	指定緊急避難場所 				指定避難所 
					(×印の災害時は使用不可)				
					洪水	土砂	地震	津波	
③②	木ノ子	木ノ子児童館	上ノ国町字木ノ子14-2	-	●	×	●	×	●
③④	木ノ子	裏山の高台(大安在地区)	-	-	●	●	●	●	-
③⑤	木ノ子	木ノ子浄水場	上ノ国町字木ノ子615-2外	-	●	●	●	●	-
③⑥	木ノ子	町道木ノ子浄水場線	上ノ国町字木ノ子76外	-	●	×	●	●	-
③⑦	木ノ子	木ノ子郵便局裏山(国道228号)	上ノ国町字木ノ子377-5外	-	●	×	●	●	-
③⑧	木ノ子	光明寺裏山(墓地)	上ノ国町字木ノ子391-1外	-	●	●	●	●	-
③⑨	木ノ子	稲荷神社裏山(国道228号)	上ノ国町字木ノ子475-1外	-	●	×	●	●	-



No	地区	施設名	住所	電話	指定緊急避難場所 				指定避難所 
					( $\times$ 印の災害時は使用不可)				
					洪水	土砂	地震	津波	
33	木ノ子	旧滝沢小学校	上ノ国町字木ノ子192	-	●	×	●	●	●
40	木ノ子	タンコウノ沢線(国道228号)	上ノ国町字木ノ子539-3外	-	●	×	●	●	-
41	木ノ子	旧滝沢小学校裏山(国道228号)	上ノ国町字木ノ子573-2外	-	●	●	●	●	-
42	扇石	扇石地区多目的集会施設	上ノ国町字扇石84	-	●	×	●	●	●
43	扇石	扇石地区第1避難階段(国道228号)	上ノ国町字扇石656-1外	-	●	×	●	●	-
44	扇石	扇石地区第2避難階段(国道228号)	上ノ国町字扇石671-2外	-	●	×	●	●	-
45	扇石	扇石地区第3避難階段(国道228号)	上ノ国町字扇石257-3外	-	●	×	●	●	-
46	扇石	扇石地区第4避難階段(国道228号)	上ノ国町字扇石278外	-	●	×	●	●	-

詳細図⑦



測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 2JHf 675  
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

詳細図⑧



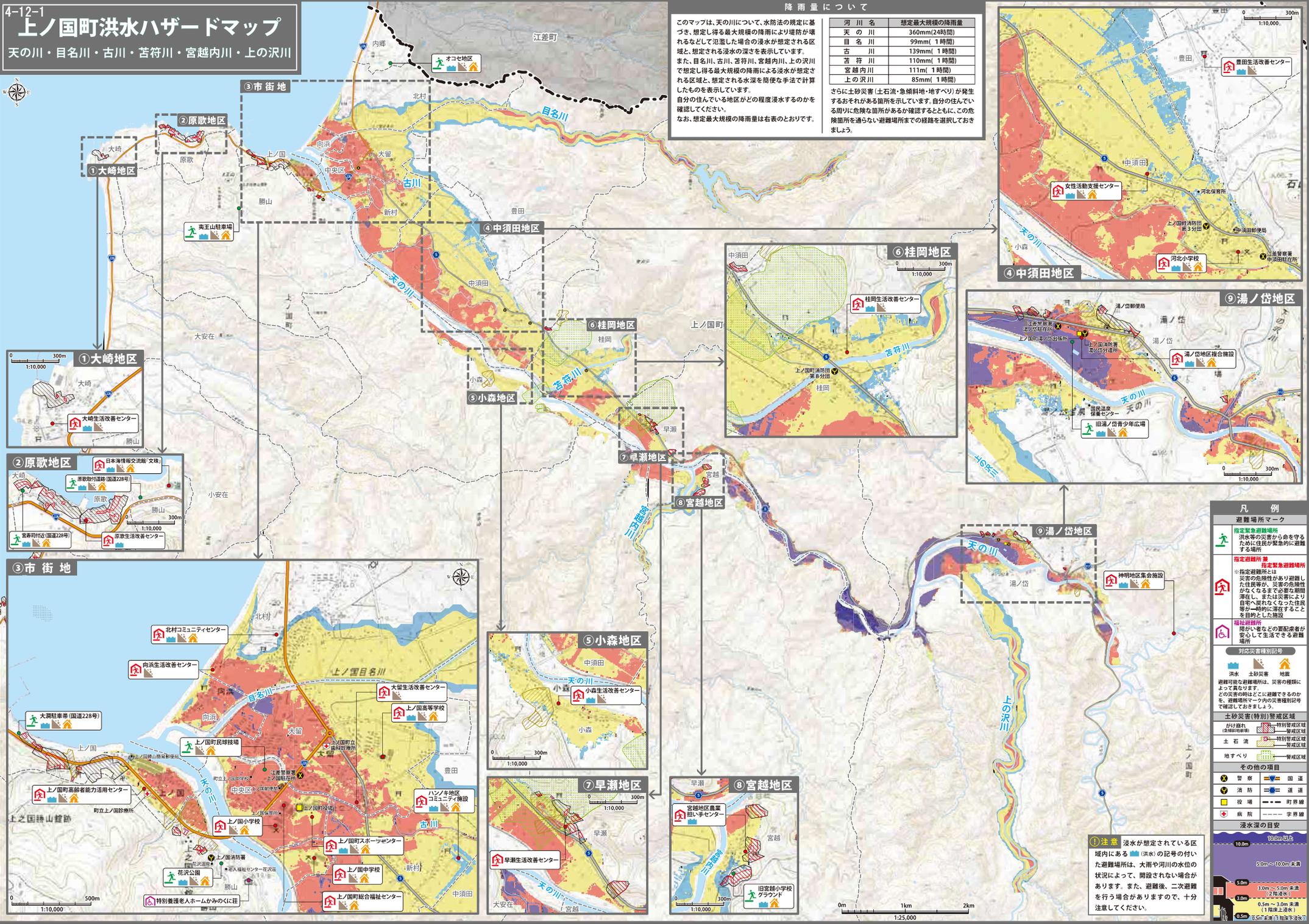
詳細図⑨



No	地区	施設名	住所	電話	指定緊急避難場所 (×印の災害時は使用不可)				指定避難所
					洪水	土砂	地震	津波	
54	石崎	石崎地区集会施設	上ノ国町字石崎334-2	-	●	●	●	●	●
55	石崎	町道石崎長内線	上ノ国町字石崎	-	●	×	●	●	-
56	石崎	法香寺(墓地)	上ノ国町字石崎454-2	-	●	●	●	●	-
57	石崎	石崎住宅児童公園	上ノ国町字石崎216-3外	-	●	×	●	●	-
58	早川	旧早川小学校	上ノ国町字早川331-1	-	●	×	●	×	●
59	館野	比石の館跡	上ノ国町字館野28-1	-	●	●	●	●	-
60	小砂子	旧小砂子小学校	上ノ国町字小砂子163の2	-	●	●	●	●	●

# 4-12-1 上ノ国町洪水ハザードマップ

天の川・目名川・古川・苦符川・宮越内川・上の沢川

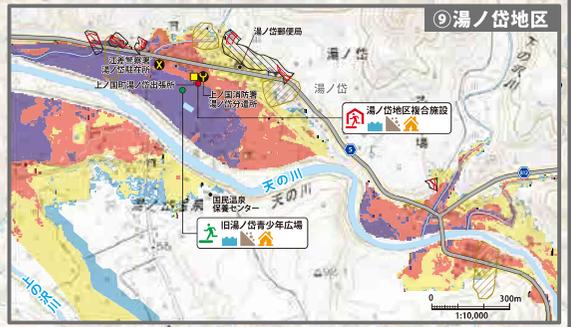
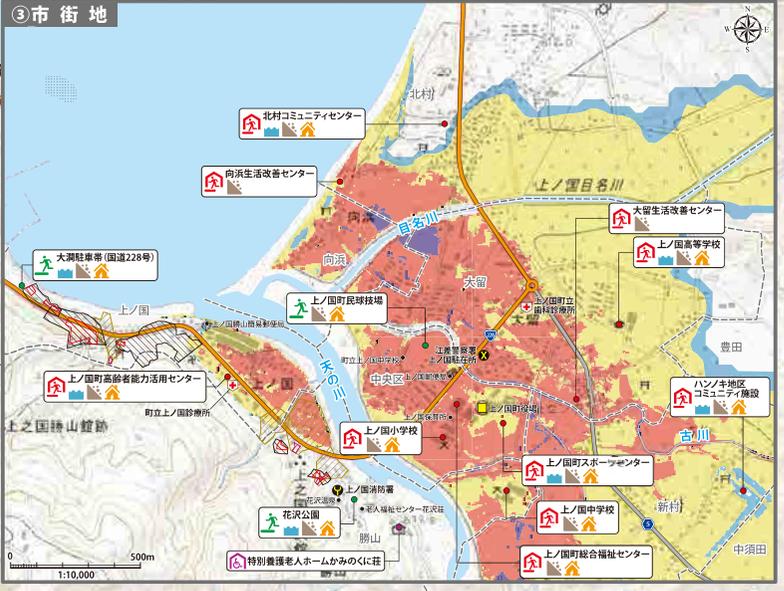


### 降雨量について

このマップは、天の川について、水防法の規定に基づき、想定し得る最大規模の降雨により堤防が壊れるなどして氾濫した場合の浸水が想定される区域と、想定される浸水の深さを表示しています。また、目名川、古川、苦符川、宮越内川、上の沢川で想定し得る最大規模の降雨による浸水が想定される区域と、想定される水深を簡便な手法で計算したものを表示しています。自分の住んでいる地区などの程度浸水するのかわを確認してください。なお、想定最大規模の降雨量は右表のとおりです。

河川名	想定最大規模の降雨量
天の川	360mm(24時間)
目名川	99mm(1時間)
古川	139mm(1時間)
苦符川	110mm(1時間)
宮越内川	111mm(1時間)
上の沢川	85mm(1時間)

さらに土砂災害(土石流・急傾斜地・地すべり)が発生するおそれがある箇所を示しています。自分の住んでいる関りに危険な箇所があるか確認するとともに、この危険箇所を通らない避難場所までの経路を選択しておきましょう。



### 凡例

**避難場所マーク**

- 指定緊急避難場所** (指定緊急避難場所): 洪水等の災害から命を守るために住民が緊急的に避難する場所
- 指定避難所** (指定避難所): 指定緊急避難場所とは異なる危険性がより低いと判断された住宅等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、また、必要に応じて自宅へ戻れなくなった住民が一時的に滞在することをめざした施設
- 福祉避難所** (福祉避難所): 障がい者などの要配慮者が安心して生活できる避難場所

**対応災害種別記号**

- 洪水
- 土砂災害
- 地震

**土砂災害(特別)警戒区域**

- 特別警戒区域 (特別警戒区域)
- 警戒区域 (警戒区域)
- 土砂災害特別警戒区域 (土砂災害特別警戒区域)
- 警戒区域 (警戒区域)

**その他の項目**

- 警察
- 消防
- 国道
- 県道
- 市道
- 町界線
- 境界線
- 字界線
- 字界線
- 字界線

**浸水深の目安**

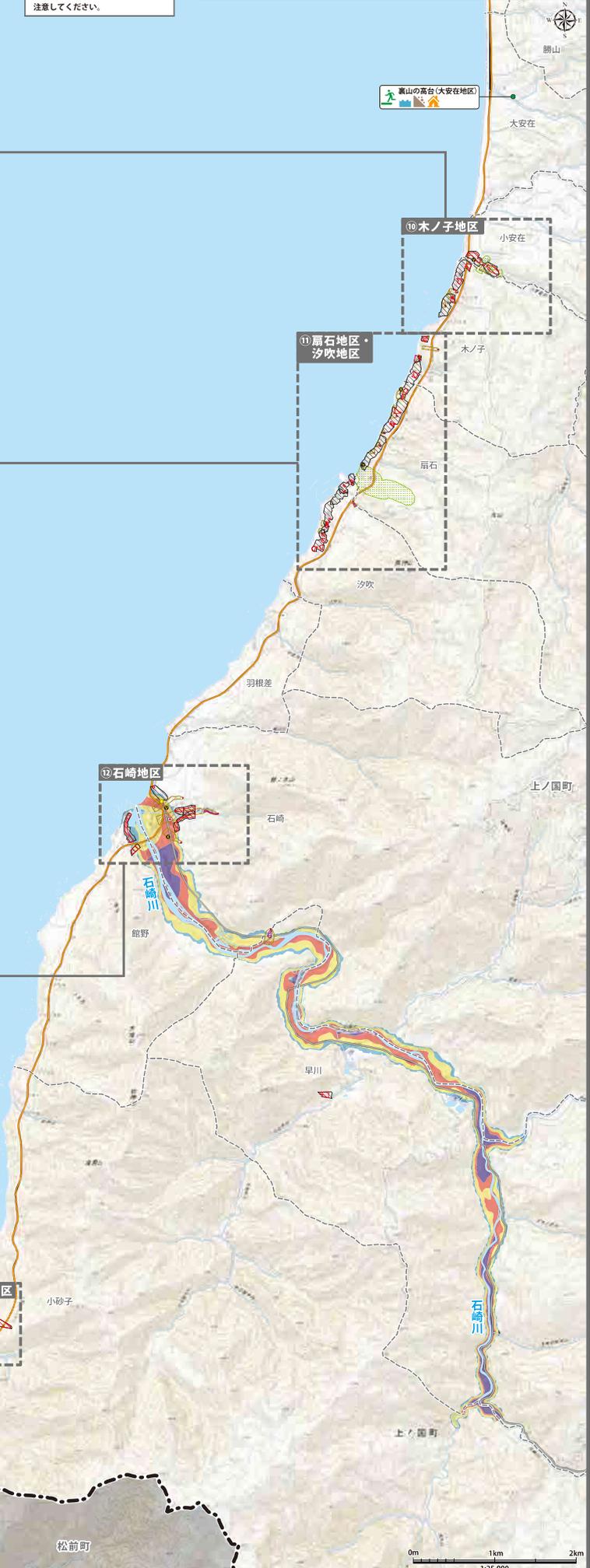
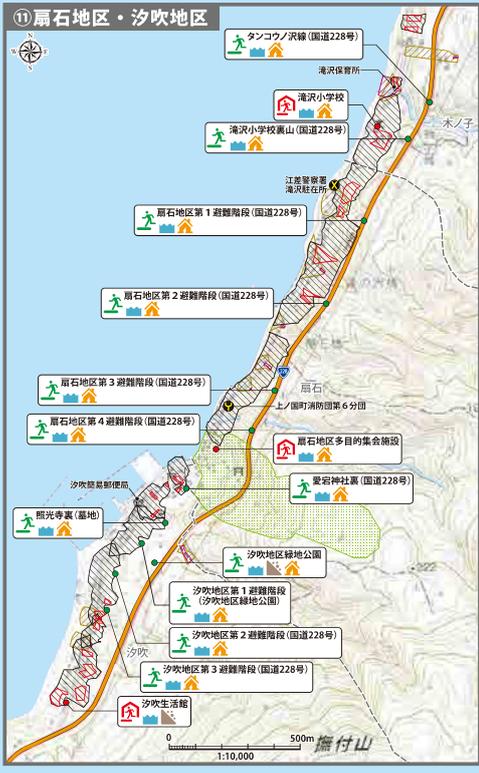
- 0.5m
- 1.0m
- 1.5m
- 2.0m
- 3.0m
- 5.0m
- 10.0m
- 10.0m以上

**① 注意** 浸水が想定されている区域内にある(洪水)の記号の付いた避難場所は、大雨や河川の水位の状況によって、開設されない場合があります。また、避難後、二次避難を行う場合がありますので、十分注意してください。

# 上ノ国町洪水ハザードマップ

## 石崎川

①注意 浸水が想定されている区域内にある 避難場所(洪水の記号の付いた避難場所は、大雨や河川の水位の状況によって、開設されない場合があります。また、避難後、二次避難を行う場合がありますので、十分注意してください。



### 凡例

**避難場所マーク**

- 指定緊急避難場所: 洪水等の災害から命を守るために住民が緊急的に避難する場所
- 指定避難所兼指定緊急避難場所: 指定避難所とは災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設

**対応災害種別記号**

- 洪水
- 土砂災害
- 地震

避難可能な避難場所は、災害の種類によって異なります。どの災害の時はどこに避難できるのかを、避難場所マーク内の災害種別記号で確認してください。

**土砂災害(特別)警戒区域**

- かけ崩れ(急傾斜地崩壊) 特別警戒区域
- 土砂災害 警戒区域
- 土石流 特別警戒区域
- 土石流 警戒区域

**地すべり** 警戒区域

**その他の項目**

- 警察
- 消防
- 役場
- 病院
- 国道
- 道道
- 町界線
- 字界線

**浸水深の目安**

- 10.0m 100.0m以上
- 5.0m ~ 10.0m未満
- 3.0m ~ 5.0m未満 (2階浸水)
- 0.5m ~ 3.0m未満 (1階床上浸水)
- 0.5m 0.5m未満 (1階床下浸水)

### 降雨量について

このマップは、石崎川で想定される最大規模の降雨による浸水が想定される区域と、想定される水深を簡便な手法で計算したものを表示しています。自分の住んでいる地区がどの程度浸水するかを確認してください。

なお、想定最大規模の降雨量は下表のとおりです。

河川名	想定最大規模の降雨量
石崎川	56mm(1時間)

さらに土砂災害(土石流・急傾斜地・地すべり)が発生するおそれがある箇所を示しています。自分の住んでいる周りに危険な箇所があるか確認するとともに、この危険箇所を通らない避難場所までの経路を選択してください。

## 4-14-1 北海道雪害対策実施要綱

### 北海道地域防災計画（令和5年1月 北海道防災会議）第4章 第13節 雪害予防計画より（抜粋）

#### 第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下、「雪害」という。）に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

#### 第2 防災会議の体制

##### 1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」（以下、「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、札幌市、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社北海道事務所、北海道エアポート株式会社

##### 2 設置期間

11月1日から3月31日まで

##### 3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 雪害に関する各種情報の収集及び発信
- (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- (3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
- (4) 雪害時における定時報告  
9時 13時 17時
- (5) その他雪害対策に必要な事項

##### 4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区気象台と協議して、必要と認めたとときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部構成機関の職員の招集を求めることができる。

なお、雪害発生地域等の事情を踏まえ、必要に応じて、連絡部構成機関以外の関係機関の職員の参加を要請することができる。

##### 5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

#### 第3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

##### 1 第一次目標

- (1) 期間 11月～12月中旬
- (2) 目標 除雪機械車両等の整備点検

##### 2 第二次目標

- (1) 期間 12月～3月
- (2) 目標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

#### 第4 防災関係機関の予防対策

##### 1 気象観測及び情報収集

(1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に係りのある特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪の深さや、1時間ごとに約5km四方の細かさで積雪の深さを推定した解析積雪深について、「積雪速報（今後の雪）」として札幌管区気象台のホームページに掲載する。

(2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社（以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。）は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(4) 北海道

北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

2 交通、通信、送電及び食料の確保

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、道路管理者による広範囲での計画的・予防的な通行規制等が円滑に実施されるよう、必要に応じて道路管理者と連携するものとする。

(5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(6) 東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社N T T ドコモ北海道支社、K D D I株式会社及びソフトバンク株式会社

東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社N T T ドコモ北海道支社、K D D I株式会社及びソフトバンク株式会社（以下「東日本電信電話株式会社北海道事業部等」という。）は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

(8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

(9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

**3 なだれ防止策**

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれの発生が予想される箇所の巡視を強化するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

**4 排雪**

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

(2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、洪水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

**5 住民への啓発**

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報をSNS等を活用し、住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

**第5 防災関係機関の警戒体制**

**1 北海道開発局**

(1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

**2 北海道**

(1) 北海道は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、要配慮者世帯の安否確認等への必要な協力など、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

(3) 雪害の発生が予想される場合は、SNS等による情報発信を行うほか、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。

**3 東日本高速道路株式会社北海道支社**

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は、東日本高速道路株式会社北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

#### 4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

#### 5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警備体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

#### 6 東日本電信電話株式会社北海道事業部等

東日本電信電話株式会社北海道事業部等は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

#### 7 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

#### 8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、一般住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

#### 9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

### 第6 避難救出措置等

#### 1 北海道

- (1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、Web会議の活用や連絡調整員（リエゾン）の派遣などにより当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。
- (2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

#### 2 北海道警察本部

- (1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。
- (2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

### 第7 災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

### 第8 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

### 第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制

- を整えること。
- 6 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
  - 7 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
    - (1) 食料、燃料等の供給対策
    - (2) 医療助産対策
    - (3) 応急教育対策
  - 8 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
  - 9 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

#### 4-14-2 除雪作業による交通確保目標（北海道）

令和5年1月現在

種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。 状況によっては1車線（4.0m）幅員で待避所を設ける。 異常降雪等においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

## 4-15-1 北海道融雪災害対策実施要綱

### 北海道地域防災計画（令和5年1月 北海道防災会議）第4章 第14節 融雪災害予防計画より（抜粋）

#### 第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

#### 第2 防災会議の体制

##### 1 連絡部の設置

融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」（以下「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、札幌市、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社東日本支店北海道事務所、北海道エアポート株式会社

##### 2 設置期間

3月15日から6月15日まで

##### 3 連絡部の任務

- (1) 融雪災害対策に関する各種情報の収集
- (2) 融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換
- (3) 融雪災害時における定時報告 9時、13時、17時
- (4) その他融雪災害対策に必要な事項

##### 4 連絡部の招集

連絡部の招集は、融雪災害が発生するおそれがある場合や、融雪災害発生情報を覚知し、事務局が必要と認めた場合に行う。

また、事務局は必要に応じて、融雪災害に迅速かつ的確に当たるため、連絡部構成機関の職員の召集を求めることができる。

なお、融雪災害発生地域等の事情を踏まえ、必要に応じて、連絡部構成機関以外の関係機関の職員の参加を要請することができる。

##### 5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

#### 第3 予防対策

##### 1 気象情報及び積雪状況の把握

###### (1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪の深さや、1時間ごとに約5km四方の細かさで積雪の深さを推定した解析積雪深について、「積雪速報（今後の雪）」として札幌管区気象台のホームページに掲載する。

###### (2) 北海道旅客鉄道株式会社

北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時気象官署に通報するものとする。

また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報等について、必要に応じ気象官署に通報するものとする。

### (3) 連絡部

連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

## 2 融雪出水対策

### (1) 北海道開発局及び北海道

ア 北海道開発局及び北海道は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒に当たるものとし、水防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。

イ 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

### (2) ダム、貯水池等(以下「ダム等」という。)水防上重要な施設の管理者(以下「ダム管理者等」という。)

融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、不測の事態に備え、非常用電源や燃料等についても、あらかじめ確保しておくものとする。

また、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないよう留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

## 3 なだれ等対策

### (1) 北海道開発局及び北海道

道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

### (2) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。

### (3) 関係防災機関

関係防災機関は、融雪期に警戒が必要な崖崩れ及び地滑り等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。

## 4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

## 5 通信及び送電の確保

東日本電信電話株式会社北海道事業部等、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮するものとする。

## 6 広報活動

### (1) 防災関係機関

防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

### (2) 日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関

日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制

を整えるものとする。

#### 第4 応急対策

##### 1 防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

##### 2 避難・救出等の措置

###### (1) 北海道

北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

###### (2) 北海道警察本部

北海道警察本部は、融雪、なだれ、崖崩れ及び地滑り等の災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに急を要するときで市町村長の指示ができないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避難を指示して誘導するものとする。

#### 第5 災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。

連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

#### 第6 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、融雪災害対策地方連絡部を設置するなど、融雪災害に対処する所要の措置を講ずるとともに、管下市町村における融雪災害対策の積極的な指導を行うものとする。

#### 第7 市町村の体制

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

## 4-17-1 土砂災害警戒区域等一覧

令和2年8月現在

## 【急傾斜地の崩壊】

No.	箇所番号	箇所名	警戒区域	特別警戒区域	人家等の有無
1	I-2-360-1398	上ノ国町小砂子	○	○	有
2	I-2-361-1399	上ノ国町館野	○	○	有
3	I-2-362-1400	上ノ国町石崎 1	○	○	有
4	I-2-363-1401	上ノ国町石崎 2	○	○	有
5	I-2-364-1402	上ノ国町石崎 3	○	○	有
6	I-2-365-1403	上ノ国町石崎 4	○	○	有
7	I-2-366-1404	上ノ国町石崎	○	○	有
8	I-2-367-1405	上ノ国町汐吹 3	○	○	有
9	I-2-368-1406	上ノ国町汐吹 2-(1)	○	○	有
10	I-2-369-1407	上ノ国町汐吹 2-(2)	○	○	有
11	I-2-370-1408	上ノ国町汐吹 1-(1)	○		有
12	I-2-371-1409	上ノ国町汐吹 1-(2)	○	○	有
13	I-2-372-1410	上ノ国町汐吹 1-(3)	○	○	有
14	I-2-373-1411	上ノ国町扇石	○		有
15	I-2-374-1412	上ノ国町扇石 2・木ノ子 3	○	○	有
16	I-2-375-1413	上ノ国町木ノ子 4	○	○	有
17	I-2-376-1414	上ノ国町木ノ子 2	○	○	有
18	I-2-377-1415	上ノ国町木ノ子 1	○	○	有
19	I-2-378-1416	上ノ国町木ノ子 6	○	○	有
20	I-2-379-1417	上ノ国町大崎	○	○	有
21	I-2-380-1418	上ノ国町原歌 2	○	○	有
22	I-2-381-1419	上ノ国町原歌 3	○	○	有
23	I-2-382-1420	上ノ国町上ノ国 1	○	○	有
24	I-2-383-1421	上ノ国町上ノ国	○	○	有
25	I-2-384-1422	上ノ国町湯ノ岱	○	○	有
26	I-2-385-1423	上ノ国町湯ノ岱 2	○	○	有
27	I-2-386-1424	上ノ国町宮越 1	○	○	有
28	I-2-387-1425	上ノ国町宮越 2	○	○	有
29	I-2-388-1426	上ノ国町早瀬	○	○	有
30	I-2-389-1427	上ノ国町桂岡	○	○	有
31	II-2-260-1043	上ノ国町中外	○	○	有
32	II-2-261-1044	上ノ国町木ノ子 5	○	○	無
33	II-2-262-1045	上ノ国町原歌 1	○	○	有
34	II-2-263-1046	上ノ国町勝山 1	○	○	有
35	II-2-264-1047	上ノ国町勝山 2	○	○	無
36	II-2-265-1048	上ノ国町勝山 3	○	○	有
37	II-2-266-1049	上ノ国町湯ノ岱 1	○	○	有
38	II-2-267-1050	上ノ国町湯ノ岱 3	○	○	有
39	II-2-268-1051	上ノ国町宮越 3	○	○	有
40	II-2-269-1052	上ノ国町早瀬 1	○	○	無

【土石流】

No.	箇所番号	箇所名	警戒区域	特 別 警戒区域	人家等の有無
1	I 24-1100	一井ノ沢川	○		有
2	I 24-1110	早瀬宮の沢川	○	○	有
3	I 24-1120	久末の沢川	○	○	有
4	I 24-1130	森永の沢川	○	○	有
5	II 24-1140	加我の沢川	○		有
6	I 24-1150	大坂の沢川	○		有
7	II 24-1160	川村の沢川	○		有
8	II 24-1170	秋田の沢川	○		有
9	II 24-1180	小森湯の沢川	○		有
10	II 24-1190	岩田の沢川	○	○	有
11	I 24-1200	花沢の沢川	○	○	有
12	I 24-1210	オナミの沢川	○		有
13	I 24-1220	カドコの沢川	○	○	有
14	I 24-1230	八幡宮の沢川	○	○	有
15	II 24-1240	斉藤の沢川	○		有
16	I 24-1250	会館の沢川	○	○	有
17	I 24-1260	光明寺の沢川	○	○	有
18	II 24-1270	宮の沢川	○	○	有
19	II 24-1280	古館の沢川	○	○	有
20	I 24-1290	タンコウの沢川	○		有
21	II 24-1300	学校横の沢川	○		有
22	II 24-1310	滝の沢川	○	○	有
23	II 24-1320	太田の沢川	○	○	有
24	I 24-1330	石栄の沢川	○	○	有
25	II 24-1340	横山の沢川	○	○	有
26	I 24-1350	照光寺ノ沢川	○	○	無
27	II 24-1360	市山の沢川	○	○	有
28	I 24-1370	笠谷裏の沢川	○	○	有
29	I 24-1380	墓地の沢川	○	○	有
30	I 24-1390	イゲ沢川	○	○	有
31	I 24-1400	池田の沢川	○	○	有
32	II 24-1410	オロベ川	○	○	有

【地すべり】

No.	箇所番号	箇所名	警戒区域	特別 警戒区域	人家等の有無
1	<3>-2-362-362-0002	小安在	○		有
2	2-7-130	小森	○		無
3	2-25-455	桂岡	○		有
4	2-9-132	汐吹	○		有
5	2-8-131	早瀬	○		有

4-17-2 山地災害危険地区一覧

令和5年11月現在

【山腹崩壊危険地区】

No.	危険地区番号	地区名	位置		道有林
			市町村	字	
1	362-362-6001	105 林班	上ノ国町	字早川	○
2	362-362-6002	127 林班-1(2の沢)	上ノ国町	字早川	○
3	362-362-6003	150 林班-1(西の沢)	上ノ国町	字早川	○
4	362-362-0001	上ノ国1	上ノ国町	字上ノ国	
5	362-362-0002	上ノ国2	上ノ国町	字上ノ国	
6	362-362-0003	内郷	上ノ国町	字内郷	
7	362-362-0004	小森	上ノ国町	字小森	
8	362-362-0005	木ノ子1	上ノ国町	字木ノ子	
9	362-362-0006	木ノ子2	上ノ国町	字木ノ子	
10	362-362-0007	滝沢	上ノ国町	字扇石	
11	362-362-0008	扇石1	上ノ国町	字扇石	
12	362-362-0009	早瀬1	上ノ国町	字早瀬	
13	362-362-0010	宮越1	上ノ国町	字宮越	
14	362-362-0011	神明1	上ノ国町	字湯ノ岱	
15	362-362-0012	桂岡	上ノ国町	字桂岡	
16	362-362-0013	館野1	上ノ国町	字館野	
17	362-362-0014	館野2	上ノ国町	字館野	
18	362-362-0015	小砂子1	上ノ国町	字小砂子	
19	362-362-0016	上ノ国3	上ノ国町	字上ノ国	
20	362-362-0017	目名1	上ノ国町	字北村	
21	362-362-0018	早瀬2	上ノ国町	字早瀬	
22	362-362-0019	大安在	上ノ国町	字大安在	
23	1	98 林班(日陰2の沢)	上ノ国町	字早川	○
24	2	105 林班	上ノ国町	字早川	○
25	3	154 林班(1の沢左岸)	上ノ国町	字早川	○
26	4	154 林班(1の沢右岸)	上ノ国町	字早川	○
27	5	126 林班	上ノ国町	字早川	○
28	6	124 林班-1(赤前沢)	上ノ国町	字早川	○
29	7	114 林班(石松の沢)	上ノ国町	字早川	○
30	8	98 林班(日陰4の沢)	上ノ国町	字早川	○
31	9	127 林班-1(2の沢)	上ノ国町	字早川	○
32	10	127 林班-2(1の沢)	上ノ国町	字早川	○
33	11	98 林班(日陰3の沢)	上ノ国町	字早川	○
34	12	150 林班-1(西の沢)	上ノ国町	字早川	○
35	13	127 林班-4(6の沢)	上ノ国町	字早川	○
36	14	150 林班-2	上ノ国町	字早川	○
37	15	98 林班(日陰1の沢)	上ノ国町	字早川	○
38	16	100 林班(風呂の沢)	上ノ国町	字早川	○
39	17	105 林班-1	上ノ国町	字早川	○
40	18	150 林班(2の沢)	上ノ国町	字早川	○
41	19	151 林班(養魚場の沢)	上ノ国町	字早川	○
42	20	131 林班	上ノ国町	字早川	○
43	21	132 林班-1	上ノ国町	字早川	○

No.	危険地区番号	地区名	位置		道有林
			市町村	字	
44	22	132 林班-2(澄川林道の)	上ノ国町	字早川	○
45	23	132 林班(132 林班の沢)	上ノ国町	字早川	○
46	24	168 林班-1	上ノ国町	字桂岡	○
47	25	168 林班-2	上ノ国町	字桂岡	○
48	26	上ノ国1	上ノ国町	字上ノ国	
49	27	上ノ国2	上ノ国町	字上ノ国	
50	28	上ノ国3	上ノ国町	字上ノ国	
51	29	上ノ国4	上ノ国町	字上ノ国	
52	30	上ノ国5	上ノ国町	字上ノ国	
53	31	上ノ国6	上ノ国町	字上ノ国	
54	32	上ノ国7	上ノ国町	字上ノ国	
55	33	原歌	上ノ国町	字原歌	
56	34	原歌2	上ノ国町	字原歌	
57	35	原歌3	上ノ国町	字原歌	
58	36	原歌4	上ノ国町	字原歌	
59	37	内郷	上ノ国町	字内郷	
60	38	小森	上ノ国町	字小森	
61	39	小森2	上ノ国町	字小森	
62	40	木ノ子1	上ノ国町	字木ノ子	
63	41	木ノ子2	上ノ国町	字木ノ子	
64	42	木ノ子3	上ノ国町	字木ノ子	
65	43	木ノ子4	上ノ国町	字木ノ子	
66	44	木ノ子5	上ノ国町	字木ノ子	
67	45	木ノ子6	上ノ国町	字木ノ子	
68	46	木ノ子7	上ノ国町	字木ノ子	
69	47	滝沢1	上ノ国町	字扇石	
70	48	滝沢2	上ノ国町	字扇石	
71	49	滝沢3	上ノ国町	字扇石	
72	50	滝沢4	上ノ国町	字扇石	
73	51	滝沢5	上ノ国町	字扇石	
74	52	扇石1	上ノ国町	字扇石	
75	53	扇石2	上ノ国町	字扇石	
76	54	扇石3	上ノ国町	字扇石	
77	55	扇石4	上ノ国町	字扇石	
78	56	早瀬1	上ノ国町	字早瀬	
79	57	早瀬2	上ノ国町	字早瀬	
80	58	早瀬3	上ノ国町	字早瀬	
81	59	宮越1	上ノ国町	字宮越	
82	60	宮越2	上ノ国町	字宮越	
83	61	宮越3	上ノ国町	字宮越	
84	62	神明1	上ノ国町	字湯ノ岱	
85	63	桂岡	上ノ国町	字桂岡	
86	64	汐吹1	上ノ国町	字汐吹	
87	65	汐吹2	上ノ国町	字汐吹	
88	66	汐吹3	上ノ国町	字汐吹	

No.	危険地区番号	地区名	位置		道有林
			市町村	字	
89	67	汐吹4	上ノ国町	字汐吹	
90	68	汐吹5	上ノ国町	字汐吹	
91	69	汐吹6	上ノ国町	字汐吹	
92	70	汐吹7	上ノ国町	字汐吹	
93	71	汐吹8	上ノ国町	字汐吹	
94	72	石崎1	上ノ国町	字石崎	
95	73	石崎2	上ノ国町	字石崎	
96	74	石崎3	上ノ国町	字石崎	
97	75	石崎4	上ノ国町	字石崎	
98	76	石崎5	上ノ国町	字石崎	
99	77	石崎6	上ノ国町	字石崎	
100	78	早川1	上ノ国町	字早川	
101	79	早川2	上ノ国町	字早川	
102	80	館野1	上ノ国町	字館野	
103	81	館野2	上ノ国町	字館野	
104	82	小砂子1	上ノ国町	字小砂子	
105	83	小砂子2	上ノ国町	字小砂子	
106	84	小砂子3	上ノ国町	字小砂子	
107	85	小砂子4	上ノ国町	字小砂子	
108	86	小砂子5	上ノ国町	字小砂子	
109	87	木ノ子8	上ノ国町	字木ノ子	
110	88	上ノ国10	上ノ国町	字上ノ国	
111	89	上ノ国8	上ノ国町	字上ノ国	
112	90	上ノ国9	上ノ国町	字上ノ国	
113	91	目名1	上ノ国町	字北村	
114	92	目名2	上ノ国町	字北村	
115	93	早瀬4	上ノ国町	字早瀬	
116	94	神明左股	上ノ国町	字湯ノ岱	
117	95	湯ノ岱1	上ノ国町	字湯ノ岱	
118	96	湯ノ岱2	上ノ国町	字湯ノ岱	
119	97	湯ノ岱3	上ノ国町	字湯ノ岱	
120	98	湯ノ岱4	上ノ国町	字湯ノ岱	
121	99	石崎7	上ノ国町	字石崎	
122	100	ツラツラ川	上ノ国町	字上ノ沢	

【崩壊土砂流出危険地区】

No.	危険地区番号	地区名	位置		道有林
			市町村	字	
1	331-331-6007	362-60	上ノ国町	字小砂子	○
2	362-362-6001	97 林班-1	上ノ国町	字小砂子	○
3	362-362-6002	—	上ノ国町	字小砂子	○
4	362-362-6003	97 林班-1(矢立の沢)	上ノ国町	字小砂子	○
5	362-362-6004	156 林班(サミダレの沢)	上ノ国町	字早川	○
6	362-362-6005	98 林班(砥石の沢)	上ノ国町	字石崎	○
7	362-362-6006	99 林班-1(島の沢)	上ノ国町	字早川	○
8	362-362-6007	99 林班-2(丸山の沢)	上ノ国町	字早川	○
9	362-362-6008	101 林班(小砂子右股川)	上ノ国町	字早川	○
10	362-362-6009	105 林班(105 林班の沢)	上ノ国町	字早川	○
11	362-362-6010	105 林班-1(アカザの沢)	上ノ国町	字早川	○
12	362-362-6011	105 林班(105 林班 1 の沢)	上ノ国町	字早川	○
13	362-362-6012	126 林班(ガマの沢 B)	上ノ国町	字早川	○
14	362-362-6013	106 林班	上ノ国町	字早川	○
15	362-362-6014	107 林班(赤井川)	上ノ国町	字早川	○
16	362-362-6015	124 林班-1(3 の沢)	上ノ国町	字早川	○
17	362-362-6016	115 林班(115 林班沢)	上ノ国町	字早川	○
18	362-362-6017	124 林班(124 林班の沢)	上ノ国町	字早川	○
19	362-362-6018	124 林班-1(2 の沢)	上ノ国町	字早川	○
20	362-362-6019	124 林班-2(マツイの沢)	上ノ国町	字早川	○
21	362-362-6020	125 林班(五郎四郎の沢)	上ノ国町	字早川	○
22	362-362-6021	126 林班(ガマの沢 A)	上ノ国町	字早川	○
23	362-362-6022	139 林班(石崎・左股川)	上ノ国町	字早川	○
24	362-362-6023	128 林班(ネブサの沢)	上ノ国町	字早川	○
25	362-362-6024	155 林班(松倉沢川)	上ノ国町	字早川	○
26	362-362-6025	156 林班(オカベの沢)	上ノ国町	字早川	○
27	362-362-6026	157 林班(長内川)	上ノ国町	字石崎	○
28	362-362-6027	161 林班(小安在川)	上ノ国町	字木ノ子	○
29	362-362-6028	163 林班(大安在川)	上ノ国町	字大安在	○
30	362-362-6029	167 林班(厚志内川)	上ノ国町	字桂岡	○
31	362-362-6030	176 林班(林道の沢 3)	上ノ国町	字宮越	○
32	362-362-6031	157 林班-2	上ノ国町	字石崎	○
33	362-362-6032	—	上ノ国町	字早川	○
34	362-362-6033	—	上ノ国町	字早川	○
35	362-362-6034	—	上ノ国町	字早川	○
36	362-362-6035	—	上ノ国町	字早川	○
37	362-362-6036	—	上ノ国町	字早川	○
38	362-362-6037	—	上ノ国町	字早川	○
39	362-362-6038	127 林班-1(2 の沢)	上ノ国町	字早川	○
40	362-362-6039	—	上ノ国町	字早川	○
41	362-362-6040	150 林班-1(西の沢)	上ノ国町	字早川	○
42	362-362-6041	127 林班-1(2 の沢)	上ノ国町	字早川	○
43	362-362-6042	127 林班-1(2 の沢)	上ノ国町	字早川	○
44	362-362-6043	150 林班-1(西の沢)	上ノ国町	字早川	○
45	362-362-6044	—	上ノ国町	字早川	○
46	362-362-6045	—	上ノ国町	字早川	○

No.	危険地区番号	地区名	位置		道有林
			市町村	字	
47	362-362-0001	金堀の沢	上ノ国町	字豊田	
48	362-362-0002	桂の沢川	上ノ国町	字桂岡	
49	362-362-0003	早瀬宮の沢川	上ノ国町	字早瀬	
50	362-362-0004	天野川の沢2	上ノ国町	字湯ノ岱	
51	362-362-0005	天野川の沢3	上ノ国町	字湯ノ岱	
52	362-362-0006	天野川の沢4	上ノ国町	字湯ノ岱	
53	362-362-0007	上の沢川の沢	上ノ国町	字湯ノ岱	
54	362-362-0008	オナミの沢川	上ノ国町	字上ノ国	
55	362-362-0009	宮ノ沢川の沢	上ノ国町	字上ノ国	
56	362-362-0010	宮ノ沢川	上ノ国町	字上ノ国	
57	362-362-0011	原歌の沢川	上ノ国町	字原歌	
58	362-362-0012	会館の沢川	上ノ国町	字木ノ子	
59	362-362-0013	光明寺の沢川	上ノ国町	字木ノ子	
60	362-362-0014	タンコウの沢川	上ノ国町	字木ノ子	
61	362-362-0015	滝の沢川	上ノ国町	字扇石	
62	362-362-0016	太田の沢	上ノ国町	字扇石	
63	362-362-0017	扇石の沢	上ノ国町	字扇石	
64	362-362-0018	寺ノ沢川	上ノ国町	字汐吹	
65	362-362-0019	市山の沢川	上ノ国町	字汐吹	
66	362-362-0020	ハマの沢川	上ノ国町	字汐吹	
67	362-362-0021	西迎寺の沢	上ノ国町	字石崎	
68	362-362-0022	イゲ沢川	上ノ国町	字石崎	
69	362-362-0023	石崎川の沢3	上ノ国町	字石崎	
70	362-362-0024	石崎川の沢2	上ノ国町	字石崎	
71	362-362-0025	石崎川の沢1	上ノ国町	字石崎	
72	362-362-0026	アラドの沢川	上ノ国町	字小森	
73	362-362-0027	神明ノ沢川の沢	上ノ国町	字神明	
74	362-362-0028	オロベ川	上ノ国町	字早川	
75	362-362-0029	木ノ子の沢	上ノ国町	字木ノ子	
76	362-362-0030	長内川	上ノ国町	字早川	
77	362-362-0031	天野川の沢1	上ノ国町	字湯ノ岱	
78	362-362-0032	アイ泊川	上ノ国町	字小砂子	
79	362-362-0034	瀧澤神社地先	上ノ国町	字汐吹	
80	1	97 林班-1	上ノ国町	字早川	○
81	2	96 林班-2(水道の沢)	上ノ国町	字小砂子	○
82	3	97 林班-1(矢立の沢)	上ノ国町	字小砂子	○
83	4	156 林班(サミダレの沢)	上ノ国町	字早川	○
84	5	98 林班(砥石の沢)	上ノ国町	字小砂子	○
85	6	99 林班-1(島の沢)	上ノ国町	字早川	○
86	7	99 林班-2(丸山の沢)	上ノ国町	字早川	○
87	8	100 林班(今井の沢)	上ノ国町	字早川	○
88	9	101 林班(小砂子右股川)	上ノ国町	字早川	○
89	10	102 林班(ワルイ沢)	上ノ国町	字早川	○
90	11	103 林班(ヤシの沢)	上ノ国町	字早川	○
91	12	105 林班(105 林班の沢)	上ノ国町	字早川	○
92	13	105 林班-1(アカザの沢)	上ノ国町	字早川	○

No.	危険地区番号	地区名	位置		道有林
			市町村	字	
93	14	105 林班(105 林班 1 の沢)	上ノ国町	字早川	○
94	15	126 林班(ガマの沢 B)	上ノ国町	字早川	○
95	16	106 林班	上ノ国町	字早川	○
96	17	107 林班(赤井川)	上ノ国町	字早川	○
97	18	124 林班-1(3 の沢)	上ノ国町	字早川	○
98	19	114 林班(仲小屋沢)	上ノ国町	字早川	○
99	20	115 林班(115 林班沢)	上ノ国町	字早川	○
100	21	117 林班(柳沢)	上ノ国町	字早川	○
101	22	118 林班(7 番沢)	上ノ国町	字早川	○
102	23	121 林班(ヤビコの沢)	上ノ国町	字早川	○
103	24	122 林班(青パンの沢)	上ノ国町	字早川	○
104	25	124 林班(124 林班の沢)	上ノ国町	字早川	○
105	26	124 林班-1(2 の沢)	上ノ国町	字早川	○
106	27	124 林班-2(マツイの沢)	上ノ国町	字早川	○
107	28	125 林班(五郎四郎の沢)	上ノ国町	字早川	○
108	29	126 林班(ガマの沢 A)	上ノ国町	字早川	○
109	30	139 林班(石崎・左股川)	上ノ国町	字早川	○
110	31	128 林班(ネブサの沢)	上ノ国町	字早川	○
111	32	130 林班(黄金沢)	上ノ国町	字早川	○
112	33	131 林班(オカモトの沢)	上ノ国町	字早川	○
113	34	132 林班(澄川去沢)	上ノ国町	字早川	○
114	35	146 林班-1(濁川)	上ノ国町	字早川	○
115	36	147 林班(去沢 2 の沢)	上ノ国町	字早川	○
116	37	147 林班(去沢 3 の沢)	上ノ国町	字早川	○
117	38	149 林班(去沢)	上ノ国町	字早川	○
118	39	154 林班(1 の沢)	上ノ国町	字早川	○
119	40	155 林班(松倉沢川)	上ノ国町	字羽根差	○
120	41	156 林班(オカベの沢)	上ノ国町	字石崎	○
121	42	157 林班(長内川)	上ノ国町	字早川	○
122	43	161 林班(小安在川)	上ノ国町	字早川	○
123	44	163 林班(大安在川)	上ノ国町	字木の子	○
124	45	167 林班(厚志内川)	上ノ国町	字桂岡	○
125	46	176 林班(林道の沢 3)	上ノ国町	字宮越	○
126	47	176 林班(宮越内川)	上ノ国町	字桂岡	○
127	48	157 林班-2	上ノ国町	字石崎	○
128	49	152 林班(目名右股川)	上ノ国町	字早川	○
129	50	169 林班(キザモンの沢)	上ノ国町	字大安在	○
130	51	ふ化場の沢	上ノ国町	字大留	
131	52	養魚場の沢	上ノ国町	字大留	
132	53	豊田第1の沢	上ノ国町	字豊田	
133	54	豊田第2の沢	上ノ国町	字豊田	
134	55	豊田第3の沢	上ノ国町	字豊田	
135	56	金堀の沢	上ノ国町	字豊田	
136	57	中須田の沢	上ノ国町	字豊田	
137	58	田の沢	上ノ国町	字豊田	
138	59	浄水場の沢	上ノ国町	字桂岡	

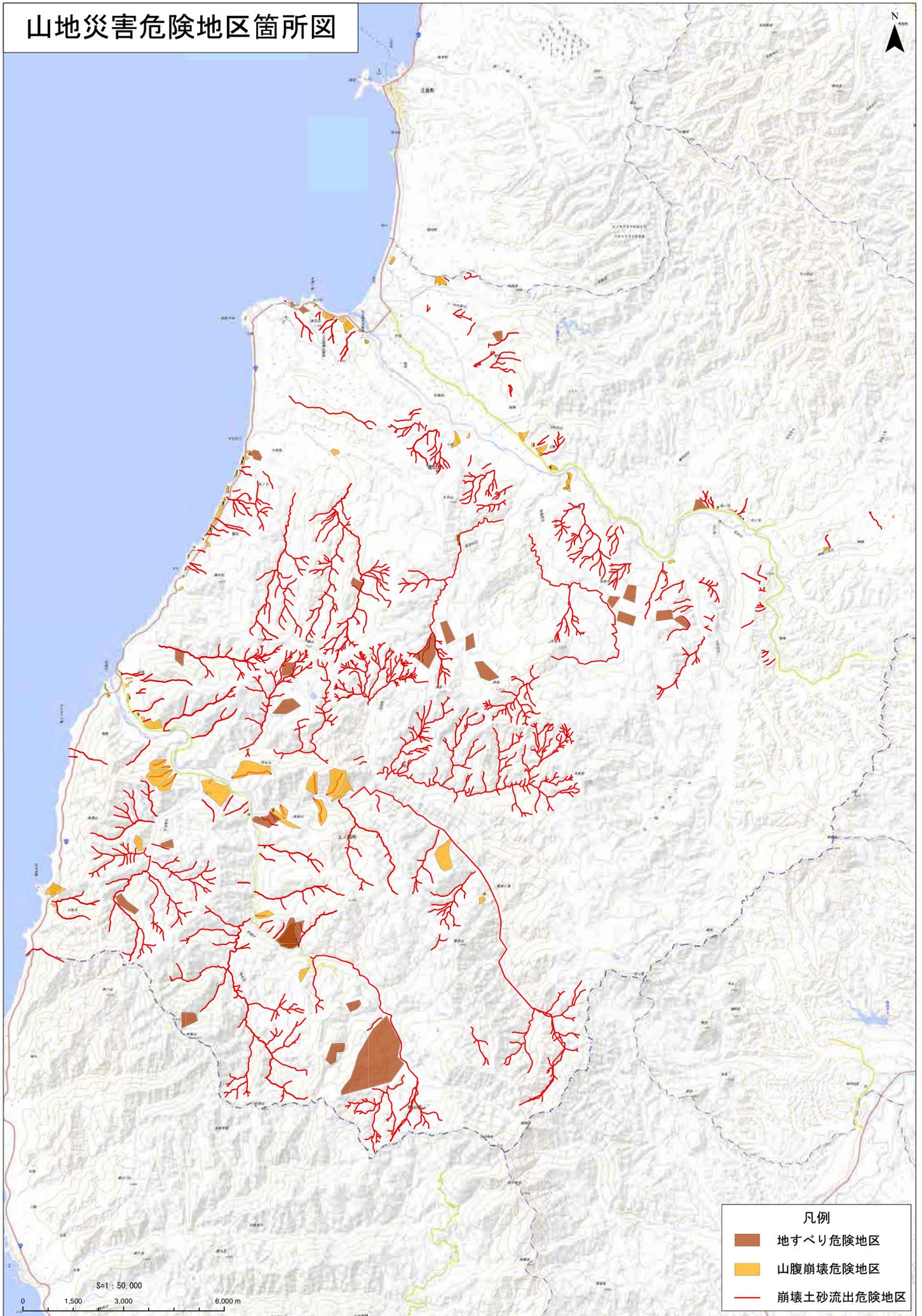
No.	危険地区番号	地区名	位置		道有林
			市町村	字	
139	60	墓所の沢	上ノ国町	字早瀬	
140	61	トイコの沢	上ノ国町	字早瀬	
141	62	森永の沢	上ノ国町	字湯ノ岱	
142	63	鉄道の沢	上ノ国町	字湯ノ岱	
143	64	道々の沢1	上ノ国町	字湯ノ岱	
144	65	道々の沢2	上ノ国町	字湯ノ岱	
145	66	道々の沢3	上ノ国町	字湯ノ岱	
146	67	道々の沢4	上ノ国町	字湯ノ岱	
147	68	道々の沢5	上ノ国町	字湯ノ岱	
148	69	中の沢	上ノ国町	字湯ノ岱	
149	70	青木の沢	上ノ国町	字湯ノ岱	
150	71	上の沢1	上ノ国町	字湯ノ岱	
151	72	上の沢2	上ノ国町	字湯ノ岱	
152	73	60林班の沢	上ノ国町	字宮越	
153	74	61林班の沢	上ノ国町	字宮越	
154	75	59林班の沢	上ノ国町	字宮越	
155	76	58林班の沢	上ノ国町	字宮越	
156	77	茂平内の沢	上ノ国町	字宮越	
157	78	厚志内1の沢	上ノ国町	字小森	
158	79	厚志内2の沢	上ノ国町	字小森	
159	80	小森の沢2	上ノ国町	字小森	
160	81	小森の沢3	上ノ国町	字小森	
161	82	小森の沢4	上ノ国町	字小森	
162	83	オナミ沢	上ノ国町	字上ノ国	
163	84	上国寺の沢	上ノ国町	字上ノ国	
164	85	宮の沢	上ノ国町	字上ノ国	
165	86	原歌の沢	上ノ国町	字原歌	
166	87	小安在右股左の沢	上ノ国町	字小安在	
167	88	小安在右股右の沢	上ノ国町	字小安在	
168	89	会館の沢	上ノ国町	字木ノ子	
169	90	光明寺の沢	上ノ国町	字木ノ子	
170	91	タンコウの沢	上ノ国町	字木ノ子	
171	92	タンコウの沢2	上ノ国町	字木ノ子	
172	93	滝の沢	上ノ国町	字扇石	
173	94	太田の沢	上ノ国町	字扇石	
174	95	扇石の沢	上ノ国町	字扇石	
175	96	市山の沢	上ノ国町	字汐吹	
176	97	汐吹2の沢	上ノ国町	字汐吹	
177	98	汐吹3の沢	上ノ国町	字汐吹	
178	99	西迎寺の沢	上ノ国町	字石崎	
179	100	イゲ沢	上ノ国町	字石崎	
180	101	石崎1の沢	上ノ国町	字石崎	
181	102	ナガ沢	上ノ国町	字石崎	
182	103	石崎2の沢	上ノ国町	字石崎	
183	104	小森の沢5	上ノ国町	字小森	
184	105	小森の沢6	上ノ国町	字小森	

No.	危険地区番号	地区名	位置		道有林
			市町村	字	
185	106	十兵衛石の沢	上ノ国町	字勝山	
186	107	寅の沢川	上ノ国町	字大安在	
187	108	ツラツラ川本流	上ノ国町	字上ノ沢	
188	109	神明地区	上ノ国町	字神明	

【地すべり危険地区】

No.	危険地区番号	地区名	位置		道有林
			市町村	字	
1	362-362-6001	124 林班	上ノ国町	字早川	○
2	362-362-0001	湯ノ岱	上ノ国町	字湯ノ岱	
3	362-362-0002	小安在	上ノ国町	字小安在	
4	362-362-0003	豊田	上ノ国町	字豊田	
5	362-362-0004	宮越1	上ノ国町	字宮越	
6	362-362-0005	宮越2	上ノ国町	字宮越	
7	362-362-0006	宮越3	上ノ国町	字宮越	
8	362-362-0007	ツラツラ川1	上ノ国町	字湯ノ岱	
9	362-362-0008	ツラツラ川2	上ノ国町	字湯ノ岱	
10	1	127 林班	上ノ国町	字早川	○
11	2	157 林班	上ノ国町	字早川	○
12	3	165 林班	上ノ国町	字木ノ子	○
13	4	171 林班-1	上ノ国町	字宮越	○
14	5	171 林班-2	上ノ国町	字宮越	○
15	6	174 林班-1	上ノ国町	字宮越	○
16	7	174 林班-2	上ノ国町	字宮越	○
17	8	155 林班-1	上ノ国町	字早川	○
18	9	155 林班-2	上ノ国町	字早川	○
19	10	103 林班	上ノ国町	字早川	○
20	11	101 林班	上ノ国町	字早川	○
21	12	108 林班	上ノ国町	字早川	○
22	13	124 林班	上ノ国町	字早川	○
23	14	115 林班-1	上ノ国町	字早川	○
24	15	116 林班	上ノ国町	字早川	○
25	16	115 林班-2	上ノ国町	字早川	○
26	17	湯ノ岱	上ノ国町	字湯ノ岱	
27	18	小安在	上ノ国町	字小安在	
28	19	原歌	上ノ国町	字原歌	
29	20	豊田	上ノ国町	字豊田	
30	21	宮越1	上ノ国町	字宮越	
31	22	宮越2	上ノ国町	字宮越	
32	23	宮越3	上ノ国町	字宮越	
33	24	ツラツラ川1	上ノ国町	字上ノ沢	
34	25	ツラツラ川2	上ノ国町	字上ノ沢	

# 山地災害危険地区箇所図



測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 2/H1 675  
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。